毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

福島県公安委員会

○福島県暴力団排除条例施行規則

報

福島県公安委員

福島県暴力団排除条例施行規則をここに公布する 平成23年6月10日

福島県公安委員会委員長 瀬

淳

福島県公安委員会規則第5号

福島県暴力団排除条例施行規則

第1条 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 この規則は、福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号。以下「条例

(暴力団員等から除かれる者)

- 第2条 の必要な措置を受けている者又は就労を通じて社会経済活動に参加している者であっ て、警察本部長が暴力団員等から除くことが適切と認めるものとする。 条例第2条第3号に規定する公安委員会規則で定める者は、就労の支援その他
- 及び第3号に掲げる場合において情報の提供をしようとするときは、提供しようとす は、次に掲げる場合に行うことができるものとする。ただし、警察本部長は、第2号 提供することの適否についての判断理由、提供の結果等について記録しておくものと る情報の範囲及び内容について慎重に検討の上その適否を判断し、その事案の概要、 条例第13条第1項に規定する情報の提供(以下単に「情報の提供」という。)
- (1) 情報の提供に係る手続について法令の定めによる場合

1

- 2 条例第9条の規定に基づき県が訴訟の支援として情報の提供をする必要がある場
- (3) 前2号に掲げるもののほか、情報の提供が暴力団の排除のために必要不可欠であ と認める場合 り、かつ、警察本部長からの情報の提供によらなければ暴力団の排除が困難である
- を要請するものとする。 暴力団の排除以外の目的に利用しないよう指導するとともに、当該情報の適正な管理 前項の場合において、警察本部長は、情報の提供をする相手方に対し、当該情報を
- て、当該情報を適正に管理することができると認められるときは、書面により提供す 情報の提供の方法は、口頭によるものとする。ただし、情報の提供の相手方におい

ယ

けた弁護士に対して行うものとする。 情報の提供は、 当該情報を必要とする者又は当該情報を必要とする者から委任を受

(社会的非難関係者)

ることができるものとする。

第4条 条例第16条の公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする

- (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与 し、又は協力した者
- 団員により実質的にその運営を支配されている事業者 律第77号)第9条第15号ロに規定する役員をいう。)となっている事業者又は暴力 暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法
- (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもっ て、暴力団の威力を利用した者
- けるものを除く。)をした者 婚式における祝儀又は香典若しくは供花にあっては、社会通念上儀礼の範囲内にお る場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与(結 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由があ

〈暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設

第5条 条例第21条第1項第12号に規定する公安委員会規則で定めるものは、 に掲げる施設とする。 別表第1

(区域の指定)

- 第6条 条例第31条の公安委員会規則で指定する区域は、別表第2に掲げる区域とする (調査の手続)
- 第7条 を求める者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする ては、説明の日時又は資料の提出期限までに相当な期間をおいて説明又は資料の提出 公安委員会は、条例第32条の規定により説明又は資料の提出を求めるに当たっ
- 説明又は資料の提出を求める理由
- 説明又は資料の内容
- 日時及び場所 説明に係る書面若しくは資料の提出期限及び提出先又は口頭による説明の聴取の

- 0 式第1号)を提出しなければならない。ただし、口頭による説明を求められた場合で 条例第32条の規定により、説明又は資料の提出を求められた者は、資料提出書(様
- 一説 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が指定された提出期限までに 資

あって、資料の提出を求められないときは、この限りでない。

明 書を提出せず、又は指定された説明の聴取の日時に出頭しないときは、説明又 料提出 は資料の提出を拒んだものとみなすものとする

(口頭による説明の聴取)

本部長が指定する警察職員に説明を聴取させるものとする。 公安委員会は、条例第32条の規定により口頭による説明を求めるときは、 鬱慾

- い理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書(様式第2号)によ り、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。 条例第32条の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得な
- 時又は場所を変更することができる。 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の聴取の日
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更 説明の聴取の日時若しくは場所の変更の内容又は説明の聴取の日時若しくは場所を変 するとき又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭による説明の聴取の 更しない理由を書面により通知しなければならない。 日時若しくは場所を変更しないときは、速やかに、口頭による説明を求めた者に対し、

(立入検査における証明書)

第9条 (命令の方法) 条例第33条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第3号)とする

要し、文書により行ういとまがないときは、口頭により行うことができるものとする。 他命令を行った後において通知することが困難な事情があるときは、この限りでない。 令を行った後相当の期間内に文書により、次に掲げる事項を当該命令を受けた者に対 して通知するものとする。ただし、当該命令を受けた者の所在が判明しないときその 警察署長は、前項ただし書の規定により、口頭により命令を行ったときは、当該命 条例第35条の規定による命令は、文書により行うものとする。ただし、緊急を

- (1) 口頭による命令を行った日時及び場所
- 命令の原因となる事実

(3) 命令の内容

(公表の方法等)

ネットの利用その他の方法により行うものとする。 条例第36条第1項及び第2項の規定による公表は、福島県報への登載、インター

る者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏 前項の公表の内容は、条例第36条第1項の規定により公安委員会が公表しようとす

名)並びに公表の原因となる事実とする

(勧告に係る公表)

第12条 条例第36条第2項の規定により公表することができる場合は、次のとおりとす

- (1) 条例第34条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告を受けた日から1年以内に
- 障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合であって、特に公表が必要であると認め 正当な理由なく当該勧告に係る行為と類似の行為を更に反復して行ったとき 前号に掲げる場合のほか、当該勧告に係る行為によって著しく暴力団の排除に支

(意見を述べる機会の付与)

られるとき

第13条 公安委員会は、条例第36条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるに当 たっては、意見の聴取の日時までに相当な期間をおいて、公表をしようとする者に対 次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- 予定される公表の内容
- 公表の根拠となる条例の条項
- 予定される公表の原因となる事実
- 口頭による意見の聴取にあっては当該聴取の日時及び場所
- 書面による意見の聴取にあっては当該書面の提出期限及び提出先
- 意見を述べようとする者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することがで 前項第5号に規定する書面は、申述書(様式第4号)とする。
- 4 公安委員会は、意見を述べようとする者が指定された提出期限までに申述書を提出 せず、又は指定された口頭による意見の陳述の日時に出頭しないときは、意見がない

ものとみなすものとする。 (口頭による意見を述べる機会の付与)

第14条 第8条の規定は、条例第36条第3項に規定する意見の聴取を口頭により行う場 合について準用する。この場合において、同条第1項中「説明」とあるのは「意見」 る機会を与えられた」と読み替えるものとする は「意見を述べるべき」と、同条第4項中「説明を求めた」とあるのは「意見を述べ とあるのは「意見の陳述の」と、同条第3項及び第4項中「説明の聴取の」とあるの 2号)」とあるのは「意見の陳述日時等変更申出書(様式第5号)」と、「説明の」 とあるのは「意見を述べる機会を与えられた」と、「説明日時等変更申出書(様式第 と、同条第2項中「第32条」とあるのは「第36条第3項」と、「説明を求められた」

(代理人の選任)

は、代理人を選任することができる。 条第3項の規定により意見を述べる機会を付与された者(以下「当事者」という。) 条例第32条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第36

る一切の行為をすることができる 代理人は、各自、当事者のために、説明若しくは資料の提出又は意見の陳述に関す 福島市

置賜町

1番地から7番地まで、8番地の1から8番地の18まで、8番地の37から8番地の43まで

別表第2 (第6条関係)

- 3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任資格証明書(様式第6号)を公安委 員会に提出して証明しなければならない。
- 4 当事者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(様式第7号)により、その旨を公安委員会に届け出なければならな

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める この規則は、平成23年7月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

黒岩分園 郡山市少年湖畔の村 こむこむ館 福島県青少年会館 喜多方市青少年研修センター わらび学園 喜多方市青少年研修センター 郡山市青少年会館 会津若松市少年の家 立子山自然の家 がし茶 、本松市青年の家 施設名 喜多方市熱塩加納町加納字村前乙549番地 喜多方市熱塩加納町加納字家ノ前乙308番地 郡山市湖南町横沢字村西112番地 郡山市大槻町字漆棒82番地 福島市黒岩字田部屋53番地5 会津若松市城東町15番62号 福島市早稲町1番1号 福島市立子山字金井作1番地 福島市町庭坂字砥石山40番地 、本松市榎戸一丁目92番地 所在地

															7) /	~ ~~
				いわき市				郡山市				会津若松市				
				#	西西	大町一	駅前二	駅前一	中	馬場町	张	上町	本町	万世町	陣場町	张
字二町目	字田町	字白銀町	字三町目	字一町目				1								
全部	1番地から17番地まで、51番地から56番地まで、63番地、65番地の2、65番地の3、67番地から72番地まで、73番地の1、73番地の2	1番地から9番地まで	全部	全部	11番から13番まで	3番、4番	1番から7番まで	1番から9番まで、16番	4番1号から4番17号まで、4番50号から4番 55号まで	1番	4番から8番まで	1番、2番、8番、9番	1番地、6番地の1から6番地の5まで	1番地、5番地の1から5番地の20まで、5番地の41から5番地の47まで	1番地から4番地まで、7番地、8番地	6 番地、7番地、11番地、12番地

		平成2	3年 6	月10日	金阳	星日	福	Î	島	J	県	芋	报			号外领	第46号			4
						白河市														
丑		大工 <u></u> 二	新蔵町	郭内	大手町	上ノ台													小名浜	
							子演門	1707	47 = 47	字本町	字船引場	4			字辰巳町	字竹町	字下町	字上町	字沖見	字四町目
39番地から45番地まで、49番地から57番地まで		15番地から28番曲まで、39番地から67番曲まで、	全部	11番地から13番地まで、36番地から38番地まで	1 番地から16番地まで	6番地から24番地まで	34番地から51番地まで	H. F.	今與	64番地から76番地まで	1番地から8番地まで	H. P.	冷 獎		1番地の26、25番地の3から25番地の5まで、	1番地から36番地まで	全部	全部	全部	全部
									南相馬市							須賀川市				
1 10					. . T	I	<u> </u>							· · ·						
栄町一丁目	大町三丁目	大町二丁目	大町一丁目		東町三丁目	旭町四丁目	旭町三丁目	旭町二丁目	旭町一丁目	→ 里		八十条田丁		大町	馬町	旭町	本町北裏	本町	南町	袋町
全部	全部	全部	全部	y	45番地から54番地まで、125番地から144番地ま	全部	全部	全部	全部	野田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	> ta	94 発告	まで、403番地から408番地まで	137番地から171番地まで、193番地から391番地	全백	4 番地、123番地から153番地の1まで	7番地から28番地まで	1番地から24番地まで	1番地から8番地まで、59番地から67番地まで	全鸨

5	平成23年6	月10日 金曜日	福	島	県	報		号	外第46号			
説明又は資料の提出 を求められた書面	福島県暴力団排	福島県公安委員会		様式第1号(第7条関係)	本町二	本町:	樹周	南町.	給国	錦町	米	米馬
<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ζlπ	•	関係)			南町二丁目		錦町二丁目	錦町一丁目	栄町三丁目	栄町二丁目
第 年 月 日	福島県暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり提出しま。 。 記	住 所	説 明音資料提出書	年 月 日	全部	全部	1 番地から23番地まで、34番地から37番地まで、 43番地、96番地から112番地まで	全部	2 番地から 8 番地まで、58番地の1から60番地の1まで、67番地、70番地から72番地まで、84番地	1番地から50番地まで	全部	全部
福島県暴力団排除条例施行規則時又は場所の変更を申し出ます。		福島県公安委員会	備考 所定の欄に記載 ること。 様式第2号 (第8条関係)					説明又は資料の内容				の番号及び日付
福島県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり説明の日 又は場所の変更を申し出ます。 記	住所氏名	年 月 日说明日時等変更申出書	することができないときは、別紙に記載の上、これを添付									

写真

職氏

名名

4

分

삠 罡

徭

草

後 用 由		変更申出事項					
氏 の 磁	変更希望		変更前		行明又は資料の提出 求められた書面 番号及び日付		
⊞	場所	日時	場所	日平			
		年		年	路中		
		Л		Л	月		
		П		Ш			
		平		平	田神		
		分から		分から			

様式第3号(第9条関係) 重力 671 ごんう観い回典といっ らない が、これならのでは、対象なら記載と上、これを終じっ

(表

年

Д

Ш

-迚 1

Ĥ 严

垃

天

(11)

福島県暴力団排除条例施行規則第13条第1項第5号に規定する意見は、下記のとお

뺍

兼式第 4 号 (第13条関係)

福島県公安委員会

りです。

上記の者は、福島県暴力団排除条例第33条の規定による

立入検査に従事する警察職員であることを証明する

年

 \mathbb{H}

 \square

福島県公安委員会

8.5cm

寒

福島県暴力団排除条例(抜粋)

第33条 公安委員会は、暴力団員が第20条の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、警察職員 に、暴力団事務所に立ち入らせ、物件を検査させ、又は 違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の 関係者に質問させることができる。

前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

Œ

0

田

 \blacksquare

条第2項の規定により、下記のとおり意見の陳述の日時又は場所の変更を申し出ます。 意見を求められた 書面の番号及び日付 第年 旦 $\mathbb{T} \cong$

変

 \mathbb{H}

雪

四平

併

川

 \square

瑘

分から

揚所

変更希望

中平

年

川

 \square

平

分から

揚所

備兆
所定の欄に記載することができないときは、5
別紙に記載の上、これを添付す

様式第6号 (第15条関係)

囯 \succ 選 任 資 桮 Ħ 罡

年

旦

Ш

A

Ĥ 严 福島県公安委員会

【定価

再生紙を使用しています。

1 箇月 3,390円】

リサイクル適性®

この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

発行者 印刷所

福 *島* 株式会社 第

島

県刷

印